

令和4年第1回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和4年3月7日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 4号 五霞町副町長の選任同意について
- 日程第 6 議案第 5号 五霞町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第 7 議案第 6号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7号 五霞町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8号 五霞町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 9号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 五霞町基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 五霞町立小学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第15号 町道の廃止について
- 日程第17 議案第16号 町道路線の変更について
- 日程第18 議案第17号 町道の認定について
- 日程第19 議案第18号 令和3年度五霞町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第20 議案第19号 令和3年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第20号 令和3年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 3 議案第 2 2 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4 議案第 2 3 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5 議案第 2 4 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 6 議案第 2 5 号 令和 4 年度五霞町一般会計予算
日程第 2 7 議案第 2 6 号 令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 8 議案第 2 7 号 令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 9 議案第 2 8 号 令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計予算
日程第 3 0 議案第 2 9 号 令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 1 議案第 3 0 号 令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 3 2 議案第 3 1 号 令和 4 年度五霞町水道事業会計予算
日程第 3 3 発議第 1 号 五霞町議会予算特別委員会の設置
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 3 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発議第 2 号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

出席議員（10名）

1 番	小野寺 宗一郎 君	2 番	黛 丈 夫 君
3 番	江 森 美佐雄 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
7 番	伊 藤 正 子 君	8 番	宇 野 進 一 君
9 番	鈴 木 喜一郎 君	10 番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	大 関 千 章 君

まちづくり 戦略課長	鳩 貝 浩 之 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	古 郡 健 司 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産業課長兼 農業委員 事務局局長	笈 沼 光 行 君
教育次長	猪 瀬 英 子 君	上下水道課長	松 村 聖 市 君

事務局職員出席者

事務局長	田 口 啓 一	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

開会 午前10時00分

◎開会宣告及び議長挨拶

○議長（新井 庫君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和4年第1回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

3月に入りましたが、まだ寒い日もありますが、日ごと暖かい日が近づいてくるのではないかと感じております。

さて、コロナ感染対策でございますが、3回目のワクチン接種も先月より始まり、今後、小児への接種を予定されているとのことです。改めまして、医療従事者の皆様並びに町職員の皆様に対し、深く感謝申し上げますとともに、ワクチン接種業務が円滑に進められますようお願い申し上げます。

本日は、議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただき、まことに御苦労さまです。本定例会においても、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で開催させていただきますので、検温、マスクの着用、場内換気の実施など、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

本定例会には、人事案件、条例の一部改正、各会計補正予算、令和4年度予算など28件と発議1件が提出されております。議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますよう、よろしくようお願い申し上げます。

なお、本定例会開催にあたり、去る2月21日午後1時から議会運営委員会が開催され、別紙令和4年第1回五霞町議会定例会会期及び審議表のとおり協議されておりますので御報告申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（新井 庫君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（新井 庫君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（染谷森雄君）改めましておはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第1回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、先ほど黙祷をささげさせていただきましたが、東日本大震災からはや11年を迎えております。改めて、災害で犠牲となられた皆様方の御冥福と一日も早い完全復興をお祈りさせていただきたいと思っております。

そして、まず始めに、ロシアによるウクライナ侵攻について一言触れさせていただきます。

今、全世界がコロナウイルスと闘っている最中ではありますが、ロシアがウクライナの首都攻略に着手して12日が経過をしました。停戦交渉も何度か進められていますが、まだ和平合意には至っておりません。この間、ウクライナでは、住宅や学校、病院など、民間施設が攻撃を受け、女性や子供を含む民間人に2,000人とも言われる多くの犠牲者が出たと報道されています。

このウクライナ侵攻をしたロシアに対し、国際社会が大きなノーを突きつけています。先般の国連総会では、141カ国が無条件での即時撤退を求め決議をされました。また、この侵攻したロシアに対し、経済制裁も始まりました。世界経済、日本経済にも大きな混乱を招くおそれがあります。現に、石油価格、小麦価格等が値上がりで影響が出てきております。

今後も世界の、また、国内の動向を十分に注視してまいりたいと思っております。そして、一刻も早い攻撃の停止と撤退、平和的解決を強く求めるところであります。

また、五霞町も平成11年8月15日に非核平和宣言の町を行っていることから、核での威嚇を行うロシアの行為には強い怒りを覚えるとともに、絶対に使用を許すことはできません。そして、今後、ウクライナの人々への人道的支援として、本町でも義援金等の支援活動を実施してまいりたいと考えております。

今後、どのような状況に変化するか予測できませんが、日本国民の生命・財産を守るのは国の責務でもございます。また、町民の生命・財産を守る。これは、我々の使命でもございます。今後、議員の皆さんとともに、しっかりと声を上げて、この事態を一刻も早く乗り切っていただけるように頑張りたいと思っておりますので、どうか御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本題に入らせていただきますが、本定例会には、執行部といたしましては、議案として人事案件が2件、条例の改正が8件、指定管理者の指定についてが1件、町道の廃止についてが1件、町道路線の変更についてが1件、町道の認定についてが1件、令和3年度一般会計及び特別会計の補正予算が7件、令和4年度の一般会計及び特別会計予算が7件の合計28件を御提案させていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明させていただきますので、御審議の

上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎開議の宣告

- 議長（新井 庫君）これから本日の会議を開きます。
会議規則第 20 条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（新井 庫君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第 120 条の規定により、3 番 江森美佐雄君、9 番 鈴木喜一郎君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（新井 庫君）日程第 2、会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期を本日 7 日から 17 日までの 11 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。
よって、会期は本日 3 月 7 日から 3 月 17 日までの 11 日間とすることに決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（新井 庫君）日程第 3、諸般の報告をいたします。
地方自治法の規定に基づく例月出納検査の監査結果について、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、監査委員より報告がありましたので、その写しを配布しております。後ほど御確認ください。
続きまして、地方自治法第 121 条の規定による本日の議案説明員を報告いたします。

町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しています。

そのほか、写真撮影のため、まちづくり戦略課 松田主事の入場を許可しております。

また、本定例会における本会議の様様を役場庁舎内において中継配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の傍聴人は1名ですので御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針

○議長（新井 庫君）続きまして、町長より令和4年度の施政方針を述べさせていただきますとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔五霞町長 染谷森雄君 登壇〕

○町長（染谷森雄君）ちょっとマスクは取らせていただきます。

お手元に配付させていただいております令和4年度施政方針。これを朗読させていただきます。御清聴よろしくお願いたします。

本日、ここに令和4年第1回五霞町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かと御多用の折り、御参集いただき、心から感謝を申し上げます。

開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信及び町政運営に関する基本方針を申し述べさせていただきます、議員の皆様並びに住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大により、これまでの平穏な私たちの暮らしが本当にかげがえのない毎日であったと、改めて実感しています。

新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大してから2年が経過した去年は、国の緊急事態宣言が2回も発令されるなど、歴史に残るような年となりました。

また、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株が昨年末から全国各地で急増し、茨城県内でも、これまでに経験したことのない速度で感染が急拡大し、1月27日からまん延防止等重点処置が適用されるなど、いまだに終息の兆しが見えていない中、住民の生命と健康を守るため、献身的に御尽力をいただいております医療従事者、介護従事者の皆様に改めて深く感謝を申し上げます。

本町におきましては、国・県の支援事業を踏まえ、「町民の生命を守る」、「町民の暮らしを守る」、「五霞の活力を守る」の三つの柱を中心に関係機関と連携を密にしながら、感染防止対策としてアルコール消毒、マスクの着用、三密回避の周知徹底、ワクチンの集団接種事業や子育て世帯への臨時特別給付金など必要な施策を講じるととも

に、ウィズコロナ時代における事業展開を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業へ事業者支援金を給付するなど、生活支援、経済支援に取り組んでまいりました。これまで御協力いただきました住民の皆様を初め、企業の皆様に改めて感謝を申し上げます。

今後も、感染拡大に伴い自宅療養者が急増していることから、個人情報守秘義務を厳守した上で、自宅療養時の不安等をできる限り少なくできるように見守り生活支援を行ってまいりますとともに、3回目のワクチン接種事業に全力で取り組んでいくなど、住民の皆様の健康、地域の医療体制を守りながら感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、本町のまちづくりへの意欲を維持しながら、この難局を乗り越えられるように努めてまいりますので、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、我が国の経済状況について申し上げます。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により以前として厳しい状況です。

経済対策に基づく各種施策の効果で、基本的には回復基調にあると見込まれておりますが、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響、供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融市場の変動等の影響を注視する必要があるとされています。

こうした中、政府は、コロナ後の新しい社会の開拓を構想とする新しい資本主義を実現し、経済を自律的な成長軌道に乗せていくこととしています。

以上のような方針のもと、国の令和4年度政府予算案は、令和3年度補正予算と一体して編成され、予算規模を示す一般会計総額は、前年度に比べて0.9%増の107兆5,964億円で、社会保障関係費も36兆2,735億円と、前年度より4,393億円上回る編成となる一方、税収は前年度より7兆7,870億円、13.6%の増収になると見込まれ、公債依存度は34.3%と前年度より6.6ポイント減少しております。

また、令和4年度の地方財政対策におきまして、社会保障関係費の増加が見込まれる中で、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化、消防・防災力の一層の強化など重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額については前年度を上回る額が確保されたところであります。しかしながら、地方財政は国・県の施策によっても影響を受けることから、その状況について注視していかなければなりません。

続きまして、本町の令和3年度の主な事業の取り組みについて申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや多くの事業を見送らざるを得ない状況ではありましたが、その中にあっても必要な施策を着実に進めてまいりました。

町政運営の要である安定した財政基盤の構築のため、進めておりました「ごかみらい地区開発事業」につきましては、7社の進出企業が決定しておりますが、税収面では約2億円を確保することができ、雇用面においても既に操業している3社合わせて1,000人規模が従事されております。

次に、産業系の土地利用が図られるよう新規開発地や、市街化調整区域の指定区域内であれば、分家住宅等における出身要件などを問うことなく、誰でも住宅等、一定の用途の建築物を建てることのできる区域指定制度について県と協議を進めております。

次に、主要幹線道路につきましては、町内道路ネットワークの強化を促進するため、整備を進めておりました町道5号線の工事が間もなく完了し、今月下旬に供用開始となる予定であります。

次に、道の駅ごかを拠点とした新たな地域活性化事業につきましては、株式会社 五霞まちづくり交流センター内に新たに設置された「五霞みらい Lab」に職員を派遣し、地域資源の掘り起こしや販売戦略を主軸とした商品開発、ふるさと納税を活用した商品展開等を行ってまいります。引き続き、更なる町の活性化と観光事業との相乗効果を目指してまいります。

また、道の駅ごかの後背地につきましては、町の活性化を図るため、P F I の導入等も見据えながら新たな道の駅を目指し、引き続き検討してまいります。

次に、防災・減災対策につきましては、全国各地において大地震や記録的な大雨などにより大規模災害が頻繁に発生していることから、町においての災害の備えとして、住民向けにマイタイムライン作成講習会、自主防災組織の資機材点検、五霞町防災の日に一時避難所への避難訓練を実施いたしました。また、感染防止対策を考慮した職員による避難所開所訓練、B & G財団と連携し、災害発生時の緊急対応に必要な重機やダンプの導入、避難所設営に必要な機材の補充、防災倉庫の設置、災害発生後の重機の操作等するための人材育成等を行いました。今後も感染防止対策を踏まえた複合災害の対応に万全を期してまいります。

情報・防災ステーションごかにおいては、平常時には自然環境を生かした憩いの場として活用し、町の活性化に結びつけるよう検討してまいります。

次に、町立学校につきましては、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育方針に基づき、子供たちによりよい教育環境を提供するための施設整備基本構想を策定しました。今後は、同方針に基づき準備委員会を軸に準備を進め、児童・生徒への配慮、保護者及び地域住民の御理解をいただきながら、令和6年4月の開校を目指してまいります。

次に、学校教育につきましては、コロナ禍において端末を活用したオンライン事業を実施しました。引き続き、今後の学習活動においては、児童・生徒一人一人の授業の理解度や発達の段階に合わせて、個別に最適で効果的な学びとしてICTを活用した情報活用能力の向上と学習活動の充実を目指してまいります。

次に、健康支援の分野につきましては、猿島郡医師会と連携し、住民の皆様へ安全かつ円滑に新型コロナワクチン集団接種を実施し、これまでに約89%の方に2回目までの接種が完了している状況です。今後も、感染予防対策として3回目の追加接種及び5歳から11歳の小児へのワクチン接種などを順次進めてまいります。

次に、高齢者支援の分野では、株式会社 カスミと包括連携に関する協定を締結しま

した。今後は、買い物支援を通じて地域コミュニティの形成、見守りなど住民の利便性を向上させるため、移動スーパーの取り組みを進めてまいります。

次に、子育て支援の分野では、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響がさまざまな人々に及ぶ中、国の経済対策に基づき、子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、コロナ禍で負担を強いられている子供たちが安心して過ごせるよう12月24日に子育て世帯への臨時特別給付金の支給を行ったところであります。

次に、観光振興の分野では、五霞ふれあい祭りをコロナ禍でも開催できる企画として、感染対策を実施した上でイルミネーション、オンライン宝探し、お弁当などのテイクアウトを道の駅ごかで実施し、多くの皆様に参加していただき、盛大に開催することができました。今後も、多くの皆様に参加いただけるようなイベント企画に取り組んでまいります。

これ以外にも多くの事業を実施してまいりましたが、主な事業の取り組みを御説明させていただきます。

続きまして、本町の当初予算について申し上げます。

予算編成に当たっては、今後も依然として厳しい状況が続くことが予測されることから、国・県をはじめ近隣地域の動向や、社会情勢や財政状況を踏まえつつ、持続可能な行政運営と本町の活性化に視点を置き、第6次五霞町総合計画に掲げるまちづくりの将来像「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」の実現に向け、重点的・効率的な予算編成を行ったところであります。

歳入の根幹をなす町税は、前述したように、経済状況が徐々に回復基調へ転ずることが期待される中で、法人町民税、固定資産税の増収が見込まれ、さらに、地方交付税についても、前年度比で増加を見込んでいます。しかしながら、依然、自主財源の大幅な増額は見込めず、引き続き厳しい状況にあることから、臨時財政対策債の発行や財政調整基金の取り崩しなどの財源対策を行うこととしております。

歳出では、新たな土地利用の事業化に向けた検討、上下水道施設の更新工事や広域化・共同化に向けた下水道事業の統合業務、小学校の統合及び小中一貫教育の実施に向けた準備、関係人口の増加や町のイメージアップを図るため、SNSを活用した情報発信、ごみらい Lab と連携したふるさと応援寄附金事業などを行うこととしております。

こうして編成しました新年度予算は、一般会計が43億円と前年度に比べ1億7,000万円、3.8%の減額となっておりますが、令和4年度当初予算は、国庫補助金を活用して実施する地方創生推進事業や下水道施設の更新事業、また、小学校統合の建設に係る調査費など令和3年度からの繰越予算と一体的な予算として捉え編成しております。さらに、今後見込まれる新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染状況や国・県の動向を注視し、機動的かつ弾力的に対応してまいります。

また、令和4年度特別会計におきましては、五つの特別会計を合わせて29億1,330万4,000円となっており、一般会計と特別会計を合わせた予算の総額は72億1,330万

4,000円と、前年度に比べ8,937万8,000円、1.2%の減額となっております。

また、水道事業会計予算につきましては、収益勘定では収入及び支出が4億8,700万3,000円、資本勘定では収入が3億6,112万8,000円、支出が5億2,127万3,000円となっております。

続きまして、具体的な施策の展開として総合計画の施策に沿って申し上げます。

令和4年度は、まちづくりの指針である第6次五霞町総合計画第I期基本計画の3年目に入ります。まちづくりの環境が大きく変わっている中、変化をしっかりと捉え、今までの事業との整合性等を検討しながら各施策を展開してまいります。

まちのかたち「グラウンドデザイン」、都市基盤・生活基盤・環境・防災・防犯について申し上げます。

都市基盤の分野では、五霞町都市計画マスタープランに基づく土地利用を促進するため、県関係機関との連携を強化し、広域的・複合的な商業・工業・流通を中心とした市街地形成に向け、新規開発地についての基本計画を作成してまいります。また、都市計画法に基づき、出身要件を問うことなく、住宅、一定規模の店舗や事務所、賃貸住宅等の立地が可能となるよう、市街化調整区域内への区域指定を進めてまいります。

町道の整備につきましては、交通の利便性及び安全性の向上を図るとともに、町内道路ネットワークの強化を促進するため、町道の道路改良工事を実施します。また、主要事業でありました町道5号線が令和3年度末で供用開始となりますので、町道7号線等の補助事業への対応を進めてまいります。

公共交通の分野では、本格運行から6年目を迎えたコミュニティ交通「ごかりん号」は、運行ルートの定着と利用促進効果により利用者は着実に増加しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、昨年は減少となりました。しかしながら、今後、ますます開発や高齢化が進むなど、公共交通の必要性が見込まれる中、住民の誰もが移動手段を確保できる持続可能な公共交通システムを構築し、安心して暮らせるよう運行内容等を検証してまいります。

環境の分野では、現在及び将来において安全で、健康かつ快適な生活環境を確保するため、今後10年間の町内の環境保全等に関する施策や方向性を示す五霞町環境基本計画を新たに策定いたします。また、町内において、再生可能エネルギーの導入を促進するため、蓄電システムを設置する住宅に対して、引き続き補助事業を実施してまいります。

空き家対策につきましては、人口減少や少子高齢化により、適切な管理が行われない空き家が地域住民の生活環境に影響を与えることが懸念されることから、空き家等の売買や賃貸を円滑に進め、良好な住環境の確保と定住を促進し、地域の活性化を図るため、令和3年7月に五霞町空家バンク制度を開始し、あわせまして公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と五霞町空家バンク登録物件の媒介に関する協定を締結しました。引き続き、空き家の有効活用と移住・定住の促進を目指した取り組みを進めてまいります。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき策定しました五霞町空家等対策計画が最終年度を迎えることから、新たに計画を策定し、今後も空き家とならないための予防・発生抑制、適正な管理と利活用に取り組んでまいります。

水道事業につきましては、安全・安心な水道水の安定供給を図るため、施設の老朽化対策として、引き続き、川妻浄水場の浄水設備及び電気設備更新工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道施設の適正管理のため、環境浄化センター沈砂池等機械・電気設備更新工事を実施するとともに、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水特別会計を地方公営企業会計へ移行する作業を進めてまいります。また、公共下水道と農業集落排水の統合につきましては、引き続き県関係部局と協議調整を進めながら、必要な手続を進めてまいります。

防災の分野では、毎年各地で大規模災害が発生し、多くの尊い命が犠牲となっております。過去の災害の教訓を踏まえ、防災・危機管理体制を強化し、住民の皆さんが安心・安全な日常生活を送ることができるよう、防災のまちづくりを進めてまいります。本町の東北新幹線橋梁付近の堤防部分の特殊堤、これは、橋の下の工事ですが、特殊堤。それから、堤防かさ上げ、腹付け盛り土については、JR東日本により令和4年3月には完了予定とされています。その上・下流の堤防かさ上げ、腹付け盛り土工事については、利根川上流河川事務所により令和4年度以降に施工予定されております。また、町では災害時初期対応として、迅速かつ円滑な災害情報の発信等に努めるとともに、備蓄食料や応急資材の更新、補充を行います。さらに、感染症対策を考慮した避難所開設訓練などを実施し、新型コロナウイルスの流行と自然災害発生による複合災害に備えてまいります。

消防の分野では、消防団活動を円滑に行うため、各分団詰所の修繕や老朽化した消防水利看板の交換工事を実施し、消防力の確保に努めてまいります。

防犯の分野では、セーフティマイタウンチーム五霞班による夜間パトロールや子ども見守りスクールガードの活動及び関係団体や地域の方々と連携した登下校時の防犯パトロールを実施していくことで、町内における犯罪防止と児童・生徒の登下校時の安全確保に努めてまいります。

ひとのくらし「ライフデザイン」、教育・文化・健康・子育て・福祉についてであります。

学校整備につきましては、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育基本方針に基づき、子供たちによりよい教育環境を整備するため、施設整備基本構想を策定しました。現在は、設計業務を実施しており、工事費について実施設計の確定後、補正予算により対応する予定です。また、令和3年度に設置しました五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会を軸に、令和6年4月開校、実施に向けて準備を進めてまいります。

学校教育の分野では、学力の向上や豊かな社会性の育成を目指し、児童・生徒一人一

人に合った学習内容を適切に把握し、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導を行う教育活動支援員を、引き続き各校に2人配置します。英語教育につきましても、引き続き、外国語指導員ALTを小学校に1人、中学校に1人配置するとともに、実用英語技能検定受験料を補助します。また、端末を活用したオンライン授業を実施するなど、各校とも新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら学習活動の充実を目指してまいります。

学校給食運営につきましては、新型コロナウイルス感染者の影響により、委託しておりました行田給食センターの業務委託終了に伴い、本年度から境町に業務委託し、児童・生徒へ必要な栄養をバランスよく摂取できるよう学校給食を提供してまいります。

生涯学習の分野では、学校の授業では体験できない学びの機会をより充実させるため、公民館講座の講師や企業など、地域の方々の協力を得ながら、夏休み・冬休み、土日祝日を利用してさまざまな体験ができる「こども教室」を開催します。さらに、本に親しむ出会いの場として、乳幼児相談などの機会に絵本を開く楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントするブックスタート事業や小学校入学前の全ての家庭を訪問し、入学に向けての情報提供や相談対応をする訪問型家庭教育支援を引き続き実施してまいります。

スポーツの分野では、コロナ禍における新生活様式に沿って、手軽に行えるウォーキング大会を関係団体の協力を得ながら開催をしております。さらに、河川空間を利用した茨城県指定のヘルスロードや利根川のサイクリングコースなどを活用しながら、町民の健康増進とスポーツの活性化を図ってまいります。また、夏休みなどの長期休業期間を利用して、子供たちに学習の場と多様な体験及びスポーツ活動を行う機会を提供するBG塾を引き続き開催してまいります。

結婚支援の分野では、晩婚化が進み、少子化の一因ともなっていることから引き続き結婚支援に取り組み、結婚から子育てに至るまでの一貫した支援の充実を図ってまいります。

子育て支援の分野では、安心して子供を産み育てることができるよう子育て世代包括支援センター「はちっこ」において、産前産後の支援プランの作成や育児に不安のある産婦への産後ケア事業など、妊娠期から出産・子育て期にわたって切れ目ない支援を行うとともに、保健師による電話や窓口での相談ができる体制を構築し、更なる子育て支援の充実に努めてまいります。

健康支援の分野では、新型コロナウイルスから住民の生命、健康と暮らしを守るため、感染拡大防止対策に全力で取り組むとともに、猿島郡医師会と連携し、3回目の追加接種及び5歳から11歳の小児へのワクチン接種を速やかに実施してまいります。

高齢者支援の分野では、高齢者の生きがいづくりとしてシニアクラブ活動支援や高齢者の生きがい・健康づくりとして高齢者いきいき活動ポイント事業を継続して実施し、介護予防の促進やひきこもりの防止に努めてまいります。また、高齢者のフレイル対策

として介護予防教室などを引き続き行ってまいります。

障害者福祉の分野では、障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、各事業所や関係機関と連携し、支援体制の確立に努めてまいります。

第3章のまちのしくみづくり「ソーシャルデザイン」、まち・地域づくり・産業について申し上げます。

地域活性化事業につきましては、現在、株式会社 五霞まちづくり交流センターに町職員を派遣し、交流センターと共に6次産業化による農産物の商品化、ふるさと納税を活用した商品展開等により地域産業の活性化と観光事業との相乗効果を図っているところであります。この取り組みを継続するとともに、今後の道の駅ごかのあり方や後背地についても引き続き検討してまいります。

観光の分野では、一昨年12月にごかみらい産業団地にオープンした「Street sports park GOKA」は、町内だけでなく遠方からも若い世代の来町者が継続して施設を利用しています。また、利根川・江戸川・権現堂調整池の水辺空間、歴史的建造物の関宿水閘門などへのサイクリングなどで多くの方が五霞町を訪れています。道の駅ごかを拠点とした観光ルートの案内とあわせて本町の魅力を発信するとともに、企業との包括連携協定を積極的に推進し、地域の活性化や町民サービスの向上に努めてまいります。

また、五霞ふれあい祭りをコロナ禍でも開催できる企画として、イルミネーションなど、多くの人に参加していただけるようなイベントの開催に取り組んでまいります。

情報発信の分野では、昨年9月にスタートした「ごかりんクラブアプリ」を活用し、町の活動を応援・協力する関係人口をふやせるようコンテンツを充実させていきます。また、多種多様な情報発信手段、広報紙・ホームページ・SNSを活用しながら、まちづくりに関する情報や行政情報も迅速に発信していくことにより、五霞町内外への知名度が上がるよう努めてまいります。

農業政策の分野では、近年の農業従事者の高齢化による農用地利用の低下と農業後継者の担い手不足に伴う耕作放棄地等の増加は、本町においても喫緊の課題となっております。今後、持続可能な力強い農業を実現するためには、若年層の新規就農者の確保と意欲ある農業者へ農地の集積・集約化や農業後継者の育成が急務であることから、新規就農者や経営継承者に対し、技術の習得や所得の確保等の実践的な支援の取り組みを図ってまいります。また、毎年継続して開催している「五霞農業塾」についても、必要な知識や生産技術を習得していただけるよう関係機関と連携して推進してまいります。

地域コミュニティの分野では、住民が主体的にまちづくりをしていただけるよう、また、地域の防災力の強化を図るべくコミュニティ助成事業や行政区運営助成金を活用して活動を支援するとともに、各種団体と連携してまいります。

地域福祉の分野では、高齢化の進展に伴い、企業と包括連携協定を締結し、車両による移動スーパーを導入することにより、買い物による住民への利便性の向上、高齢者の

見守り支援及び地域コミュニティの強化を図ってまいります。

男女共同参画につきましては、この3月に第2次男女共同参画推進プランを策定し、令和4年度から前期5年間の計画が開始します。あらゆる分野で、互いに意見を出し合い、喜びや責任を分かち合える社会の実現への意識がオリンピック等の国際大会を通じて急速に顕在化してきております。これらを踏まえ、性別にかかわらず、その個性と能力が発揮できるよう第2次プランを着実に推進してまいります。

まちのしごと「行財政運営」について申し上げます。

本年度は、第6次五霞町総合計画第I期基本計画の3年目となりますが、一昨年度から新型コロナウイルス感染症拡大により社会・生活様式が大きく変わる中、持続可能な行財政運営をしていくためには、事業の見直しと稼ぐ力を高めた安定財源の確保が必要となることから、事務事業の合理化やさまざまな経費の削減と次期開発の推進、デジタル化で住民の利便性向上と行政事務の効率化を図りながら、効果的な人材育成による職員の資質向上を目指し、予算を効率的かつ効果的に執行してまいります。

町有財産管理事業につきましては、老朽化が進む役場庁舎の複合化は、長寿命化を踏まえた公共施設の管理などの観点からも、災害に対する備えから考えても、避けて通れない事業でもあります。災害は発生時期が予測できないことから、これまで計画してきたスケジュールに沿って、役場庁舎建設に係る協議や事務手続を進めてまいります。

地方創生推進事業につきましては、第6次総合計画の重点プロジェクトである「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、企業版ふるさと納税を積極的に推進するとともに、各種の地方創生交付金制度の活用してまいります。さらに、本町への移住・定住対策として、PFIを活用した町有地における公営住宅等の導入可能性調査を実施するとともに、東京圏からの50キロ圏内という立地優位性を生かした施策を検討してまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、ごかみらいLabと連携しながら新たな地元商品の発掘を強化するとともに、町の農産物や加工品をふるさと納税返礼品として周知に努め、寄附拡大につなげてまいります。

国におけるデジタル社会の基盤として普及を進めるマイナンバーカードにつきましても、本町においては住民の6割を超える人がマイナンバーカードを取得していることから、デジタル化で住民の利便性向上と行政事務の効率化を図ってまいります。

以上、令和4年度の町政に対する所信の一端と新年度施策の大要を申し上げます。

前述したように変わりつつあった人々の価値観や生活様式、行政と住民とのつながりなどが、コロナ禍を境に更に大きく変化してきています。

これまで、私は「絆」を合い言葉に行政運営を行ってまいりました。絆という言葉は、人と人との精神的なつながりや結びつきを指しており、これはコロナ禍における三密回避という物理的な距離をとらざるを得ない状況下であっても変わることはありません。これからも「絆」の合い言葉のもと、「小さくてもきらりと輝くまちづくり」を旗印に、

住民の皆様、団体・企業の皆様とウィズコロナの困難な時代を乗り越えて、安全・安心に暮らすことができる地域を全職員が一丸となってつくり上げていくとともに、持続可能な開発目標「SDGs」の視点に立って、総合計画のあらゆる分野で本町の実情に合わせて取り組み、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

どうか、議員の皆様並びに町民の皆様のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度に臨む施政方針とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（新井 庫君）ここで暫時休憩といたします。

11時10分より再開といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（新井 庫君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議事に入ります。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）初めに、議案第4号 五霞町副町長の選任同意についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、副町長 田神文明君の一身上に関する事件であると認められますので、副町長 田神文明君の退席を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、副町長 田神文明君の退場を求めます。

〔五霞町副町長 田神文明君 退場〕

○議長（新井 庫君）町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第4号について御提案申し上げます。

本議案は、現副町長の田神文明氏につきましては、令和4年4月3日をもって4年間の任期が満了することとなっております。

田神氏には、これまで副町長として10年間、豊富な行政経験と高度な行政手腕、大変温厚誠実な人柄で、圏央道インターチェンジ周辺開発をはじめ、総合計画に掲げる4

分野の事業推進、職員の事務遂行能力の向上に努めていただき、本町の発展に力を注いでいただけてまいりました。

今後も大きな課題である人口減少や少子高齢化への対応、公共施設の老朽化対策、さらには、新たな土地利用の事業化に向けた検討、小学校の統合など、今後の町政運営を行う上で重大な局面を迎えております。また、高度多様化する町民からの付託に応えるためにも、職員個々の政策立案能力の向上が強く求められているところであります。

このような行政課題に対し、柔軟かつ的確に対応していくためにも、私のサポート役として、また、事業推進のリーダー役として副町長に田神文明氏を選任するものでございます。

選任の趣旨を御理解賜り、御同意をいただきたく提案するものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、2番 黛 丈夫君。

○2番（黛 丈夫君）議案第4号、町長の要望等、十分理解しております。

ちょっと確認の意味ですね、染谷町長は茨城県とか関東地区の町村会の会長もなされているということなので、町長不在時に副町長が代理をしなければならないというようなこともあるかと思えます。特に有事が、このところどうしても騒がれますよね。その時の、例えば、地震とか火災。あつてはならないことですが、有り得るということで、あと洪水等の対応等ですね。緊急性のあるものについての具体的な副町長と町長の関係というか、分担等、連絡体制を含めまして、そういったことがなされているのか。また、副町長がいらっしゃらない時の業務及び権限移譲等が明確になっているのか、その辺をお聞きしたいと思いました。

簡略でいいので、その辺だけやっていただければと思います。

その意義とかということではなくて、その辺の再確認ということで質疑させていただきました。

以上です。

○議長（新井 庫君）これにつきましては……。

総務課長。

○総務課長（大関千章君）副町長の職務でありますけれども、御案内とおり、町長を補佐して、職員の担当する事務を監督する特別職の地方公務員として、町長が欠けた時、不在の時につきましては、その職務を代行するというので、地方自治法の規定にありますので、そのとおり行う予定になっています。

以上です。

○議長（新井 庫君）よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第4号を採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり選任同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第4号 五霞町副町長の選任同意については、原案のとおり選任同意されました。

ここで、副町長 田神文明君の入場を許可します。

〔五霞町副町長 田神文明君 再入場〕

○議長（新井 庫君）ただいま、議案第4号 五霞町副町長の選任同意については、原案のとおり同意されましたので御報告申し上げます。

田神文明副町長より登壇にて御挨拶をお願いいたします。

はい、田神副町長。

〔五霞町副町長 田神文明君 登壇〕

○副町長（田神文明君）議長から発言の機会をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、再任の御同意をいただき、引き続き副町長の任に当たらせていただくことになりました。その職責の重さに改めて身の引き締まる思いでございませぬ。

現在、日本は少子高齢化の時代を迎え、地方創生の名のもと、各自治体は激しい地域間競争を繰り広げております。こうした中であって、その地理的優位性を生かし、大きく発展しているこの五霞町で、引き続き職務に当たれますことを大変光栄に存じます。

もとより微力ではございませぬが、これまでの経験も生かしながら、染谷町長のもと、「キラリ☆五霞町～快適で居心地のよいまち～」の実現に向けて粉骨砕身努めてまいり所存でございませぬ。

どうか皆様、変わらぬ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第5号 五霞町教育委員会委員の任命同意について議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第5号 五霞町教育委員会委員の任命同意について御提案申し上げます。

五霞町教育委員会委員の任命同意についてですが、現在、教育委員であります小村隆宜氏が、令和4年3月31日で任期満了となります。

現在、小村隆宜氏は教育長職務代理として、本町教育行政に多大な御尽力をいただいておりますし、今後の小学校統合等、本町教育の発展にお力を注いでいただきたく、委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

今回、新たに任命されますと令和8年3月31日までの4年の任期となります。

なお、同氏の経歴書をお手元に配付させておきましたので、よろしく御審議のうえ、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり任命同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第5号 五霞町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり任命同意されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第6号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第6号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としましては、民間のボーナスとの均衡を図るため、期末手当の支給率を下げるものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配布いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第6号 五霞町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

今年度の人事院勧告を踏まえ、一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給率を下げるものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第7号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（新井 庫君）続いて、議案第8号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第8号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

令和3年度も実施しております町長、副町長、教育長の給料について令和4年度も引き続き減額するものでございます。期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、総務課長の補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（大関千章君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

向かって左、案が、改正する内容を掲げてございます。

この条例の改正につきましては、先ほどありましたけども、町長、副町長、教育長の給料の減額について、現在の町の財政状況を考慮し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、町長が10%、副町長、教育長がそれぞれ5%減額するため改正するものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（新井 庫君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 庫君） 起立全員です。

着席願います。

よって、議案第8号 五霞町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君） 続いて、議案第9号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君） 議案第9号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、国家公務員の措置と同様に非常勤職員の育児休業及び介護休暇等の取得要件を緩和するため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第9号 五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第10号 五霞町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第10号 五霞町基金条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

ふるさと、五霞町を応援する方から寄附された寄附金の使途を町の施策と整合を図ることにより、それぞれの事業の取り組みに活用ができるよう五霞町基金条例の一部を改正するものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号 五霞町基金条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 11 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 11 号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 11 号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

町が発行する地番図については、令和 4 年 4 月から五霞町公式ホームページにて公開することから、無料で取得することが可能となります。これに伴い、窓口での発行が不要となるため、五霞町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

なお、本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で、説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 12 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 12 号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 12 号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

全国の消防団員数は、3 年連続で 1 万人以上が減少しているという危機的な状況にあります。これに歯止めをかけるため、消防庁は、消防団員の処遇等に関する検討会において、消防団員の処遇改善に関する要請及び具体的な基準について積極的に取り組むよう、全国の市町村及び都道府県に対し要請が行われました。この要請を受け、町では消防団員に対する出動報酬等を新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げます。

よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 五霞町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 13 号 五霞町立小学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 13 号 五霞町立小学校設置条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

五霞町立小学校統合、開校に向けての準備については、現在、五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会において検討を進めております。

検討事項の一つである新小学校名については、今後協議決定していく校章や校歌などに大きく影響することから最初に決定する必要があるため、当準備委員会にて検討し、児童、保護者、地域の方々等を対象に意見の募集を経て、新小学校名の案として五霞町立五霞小学校と答申いただきました。この答申内容から、五霞町教育委員会、五霞町総合教育会議にて協議決定しました。この決定により、五霞町立小学校設置条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 五霞町立小学校設置条例の一部を改正する条例は、付託一覧

表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第14号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第14号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定について御提案申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法の規定に基づき、原宿台コミュニティセンターの管理代行について現行の原宿台行政区を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるところでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第14号 五霞町原宿台コミュニティセンターの指定管理者の指定については、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第15号 町道の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 15 号 町道の廃止について御提案申し上げます。

今回、廃止をお願いいたします町道は、1カ所で、川妻地内の町道 1706 号線及び町道 1707 号線の 2 路線でございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 町道の廃止については、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 16 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 16 号 町道路線の変更についてを議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 16 号 町道路線の変更について、御提案を申し上げます。

今回、路線の変更をお願いいたします町道は、川妻地内の町道 1701 号線、町道 1702 号線、町道 1703 号線、町道 1704 号線及び町道 1711 号線の 5 路線でございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 16 号は、会議規則第 37 条の規定によりお手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 町道路線の変更については、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 17 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）続いて、議案第 17 号 町道の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 17 号 町道の認定について御提案申し上げます。

今回、認定をお願いいたします町道は、2カ所、3路線でございます。まず、1カ所目は、幸主地内の町道 3484 号線の 1 路線でございます。2カ所目は、川妻地内の町道 3485 号線及び町道 3486 号線の 2 路線でございます。

以上、町道 3 路線について町道の認定を提案するものでございます。

なお、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 町道の認定については、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 18 号～議案第 24 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第 18 号 令和 3 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）から議案第 24 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）までは、各会計の補正予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号から議案第 24 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 18 号 令和 3 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）、議案第 19 号 令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 20 号 令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 21 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 22 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 23 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 24 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）につきまして一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 18 号 令和 3 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 億 215 万 3,000 円を追加し、総額をそれぞれ 54 億 6,577 万 7,000 円とするものでございます。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 8,557 万 8,000 円を減額し、総額をそれぞれ 10 億 2,048 万 6,000 円とするものでございます。

次に、議案第 20 号 令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 154 万 2,000 円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 795 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議案第 21 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）ですが、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,286 万 2,000 円を減額し、総額をそれぞれ 8 億 2,597 万 4,000 円とするものでございます。

次に、議案第 22 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,070 万 6,000 円を減額し、総額をそ

れぞれ5億991万6,000円とするものでございます。

次に、議案第23号 令和3年度五霞町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)ですが、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ58万円を減額し、総額をそれぞれ1億9,721万6,000円とするものでございます。

次に議案第24号 令和3年度五霞町水道事業会計補正予算(第4号)ですが、収益的収入及び支出において、収入、支出ともに39万9,000円を追加するものでございます。また、資本的収入及び支出において、収入から5,427万円を、支出から5,643万4,000円を減額するものでございます。

これらの各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(新井 庫君)以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(新井 庫君)質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号から議案第24号までは、会議規則第37条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和3年度五霞町一般会計補正予算(第11号)から議案第24号 令和3年度五霞町水道事業会計補正予算(第4号)までは、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第25号～議案第31号の一括上程、説明

○議長(新井 庫君)お諮りいたします。

議案第25号 令和4年度五霞町一般会計予算から議案第31号 令和4年度五霞町水道事業会計予算までは、各会計の当初予算で関連しておりますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(新井 庫君)御異議なしと認めます。

議案第 25 号から議案第 31 号までを一括して議題といたします。

町長からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 25 号から議案第 31 号につきましては、それぞれ令和 4 年度の当初予算でございますが、一括して御提案申し上げます。

議案第 25 号が令和 4 年度五霞町一般会計予算、議案第 26 号が令和 4 年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第 27 号が令和 4 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 28 号が令和 4 年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第 29 号が令和 4 年度五霞町公共下水道事業特別会計予算、議案第 30 号が令和 4 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 31 号が令和 4 年度五霞町水道事業会計予算でございます。

一般会計予算は 43 億円、特別会計 5 会計の予算の合計は 29 億 1,330 万 4,000 円で、一般会計と特別会計の総額は 72 億 1,330 万 4,000 円でございます。

次に、水道事業会計でございますが、収益的収入及び支出においては、収入、支出ともに 4 億 8,700 万 3,000 円。資本的収入及び支出においては、収入は 3 億 6,112 万 8,000 円、支出は 5 億 2,127 万 3,000 円でございます。

これらの各会計予算につきましては、本定例会には予算特別委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、予算特別委員会において御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（新井 庫君）続いて、各担当課長から各会計予算の補足説明を願うところでありますが、予算特別委員会への付託を予定しておりますので、補足説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認め、補足説明は省略いたします。

以上で、各会計予算についての説明が終わりました。

◎発議第 1 号の上程、説明、採決

○議長（新井 庫君）続いて、発議第 1 号 五霞町議会予算特別委員会の設置を議題といたします。

本案の提出者であります宇野進一君から提案理由の説明を求めます。

宇野進一君。

〔 8 番 宇野進一君 登壇〕

○ 8 番（宇野進一君） 8 番議員の宇野です。

発議第 1 号 五霞町議会予算特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

町長の令和 4 年度施政方針での町の予算案によると、歳入面では、法人町民税、固定

資産税の増収、地方交付税の増額などが見込まれていますが、依然として厳しい財政状況であり、各種財源対策を行うとのことです。

歳出面においては、新たな土地利用の事業化へ向けた検討、上下水道設備の更新、小学校の統合及び小中一貫教育の実施に向けた準備など、町民生活に大きくかかわります事業の推進など、確実に進めていかなければならない状況であると認識しております。

我々議会といたしましては、常に安心で安全な町民生活の確保を最優先と考えております。厳しい財政状況下においても、住民への行政サービスの低下を招くことなく、持続可能な行政運営が図られますよう予算の更なる有効活用の推進を望んでおります。

つきましては、令和4年度の予算審査に当たり慎重に審査すべきものと考え、予算特別委員会の設置を別紙のとおり提案するものであります。

議員各位には、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、発議第1号 五霞町議会予算特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号～議案第31号の委員会付託

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

議案第25号 令和4年度五霞町一般会計予算から議案第31号 令和4年度五霞町水道事業会計予算までの令和4年度各会計予算については、9人の委員で構成する予算特別委員会へ付託し、審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第31号までは、付託一覧表のとおり予算特別委員会へ付託することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

暫時休憩中に、2階委員会室において議会運営委員会を開催しますので、委員の方、それと黨議員並びに町長、副町長、関係課長の皆様もお集まりください。

また、議会運営委員会終了後に議会全員協議会を開催しますので参集願います。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 零時10分

○議長（新井 庫君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加議事

○議長（新井 庫君）お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により議事日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

それでは、事務局より議案書等の配布を行います。

〔追加議案書配付〕

○議長（新井 庫君）追加議案につきましては、先ほど開催した議会運営会議において、運営等について協議されておりますので御報告申し上げます。

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（新井 庫君）それでは、追加議事日程第1、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を議題とします。

本案の提出者であります2番 黨 丈夫君より提案理由の説明を求めます。

黨 丈夫君。

〔2番 黨 丈夫君 登壇〕

○2番（黨 丈夫君）2番議員の黨でございます。

発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議についての提案理由を申し上げます。

本案に関しまして、本定例会にお集まりの町長並びに執行部の皆様、五霞町議会議員

各位におかれましては、ロシア軍のウクライナ侵攻に強い関心を持って、逐次情報を入力されているものと推察いたします。

去る2月24日に発したロシアによるウクライナ侵攻は、ウクライナ人民の生命と国家の主権を侵害するだけでなく、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、明白な国際法違反を呈しております。断じて看過できない行為であります。

また、ウラジミール・プーチン大統領が演説で、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。核兵器使用を辞さない構えを示唆したことについては、我が五霞町は、世界恒久平和を願う非核平和宣言の町を掲げており、他国への恫喝による核の不安を助長し、軍備拡張や新たな核拡散を再燃させかねない極めて重大な懸念として、断じて抗議すべきものと思うものであります。

また、日本国政府におきましては、現地在留邦人の安全確保はもとより、国際社会と緊密な連携をしつつ、毅然たる態度でロシアに対し制裁処置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるよう強く要請すべきと考えます。

以上、述べさせていただきましたが、今般、発議第2号として提案者は私、黨並びに賛成者、樋下周一郎議員、同じく鈴木喜一郎議員、両名の強力な後押しを得まして、ここに発議するものであります。

本案につきましては、執行部各位の御理解のもと、議員各位の御賛同を賜りまして、採決されますことを強く希望し、私の提案理由とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（新井 庫君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井 庫君）御異議なしと認めます。

よって、発議第2号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（新井 庫君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて散会いたします。
大変御苦勞さまでございました。

散会 午後 零時 16分

